

南九州市教育委員会告示第3号

南九州市修学旅行費補助金交付要綱を次のように定めた。

令和8年2月16日

南九州市教育委員会教育長 有馬 勉

南九州市修学旅行費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、中学校に在籍する生徒の保護者が負担する修学旅行に要する経費を補助することにより、子育て世帯の経済的な負担軽減を図り、もって教育の機会均等を推進することを目的に保護者に対して、南九州市修学旅行費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中学校 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第1条に規定する中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部をいう。
- (2) 修学旅行費 中学校に在籍する生徒の保護者が負担する修学旅行に要する経費
- (3) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中学校に在籍している生徒の保護者で、市内に住所を有する者
- (2) その他市長が補助金を交付することが適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の規定により修学旅行費の全額支給を受けているとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体から修学旅行費の全額補助の決定を受けていると

き。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、中学校に在籍する生徒の保護者が負担する修学旅行に要する交通費、宿泊費、見学料等の経費のうち、旅行会社等に支払う経費又は中学校が管理する経費とする。ただし、修学旅行に不参加又は修学旅行が中止等となった場合のキャンセル等に伴う旅行会社等に支払う経費については対象としない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、3万円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が国若しくは他の地方公共団体から修学旅行費の一部補助を受けている場合の補助金の額は、その補助額を控除した後の修学旅行費の2分の1以内の額とする。

3 前2項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等の委任)

第6条 補助対象者は、次に掲げる事項を当該補助対象者の生徒が在籍する学校の学校長（以下「校長」という。）に委任することができる。

(1) 補助金の交付申請から受領までの権限に関すること。

(2) その他補助金の取扱いに関する一切のこと。

2 前項の規定による委任は、委任状（第1号様式）によるものとし、当該校長を経由し、別に定める期日までに、市長に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の規定により委任を受けた校長は、補助金の交付を受けようとするときは、修学旅行費補助金交付申請書（校長用）（第2号様式）に旅行会社等が発行する修学旅行費の見積書又は内訳書等を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前条の規定により委任しない補助対象者（以下「個人申請者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、修学旅行費補助金交付申請書（個人申請者用）（第3号様式）に旅行会社等が発行する修学旅行費の見積書又は内訳書等を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、修学旅行費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、校長又は個人申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた校長又は個人申請者は、第6条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、修学旅行費補助金変更申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査の上、変更の可否を決定し、修学旅行費補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により、校長又は個人申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 校長は、補助金の交付決定を受けた年度の修学旅行が修了したときは、修学旅行費補助金実績報告書兼精算書(校長用)(第7号様式)に必要な書類を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

2 個人申請者は、補助金の交付決定を受けた年度の修学旅行が修了したときは、修学旅行費補助金実績報告書兼精算書(個人申請者用)(第8号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査した上で交付すべき補助金の額を確定し、修学旅行費補助金交付確定通知書(第9号様式)により校長又は個人申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 校長及び個人申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、修学旅行費補助金交付請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、校長及び個人申請者に補助金を交付するものとする。

(概算払い)

第13条 校長及び個人申請者は、補助金の交付決定後に補助金の概算払を受けようとするときは、修学旅行費補助金概算払申請書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助金の交付決定額の範囲で、補助金を交付するものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、第6条の規定による補助金の交付申請等の委任の手続は、この告示の施行前においても行うことができる。

南九州市長 様

委任状

南九州市修学旅行費補助金の交付について、南九州市修学旅行費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり委任します。

記

1 補助に係る生徒

学校名	学年	氏名	生年月日
	年		年 月 日
	年		年 月 日
	年		年 月 日

※ 生徒がそれぞれ在籍する学校に提出してください。

2 委任

南九州市修学旅行費補助金に関する次に掲げる事項について、学校長に委任します。

- (1) 補助金の交付申請から受領までの権限に関する事。
- (2) その他補助金の取扱いに関する一切の事。

委任者

住所

(生徒の保護者) 氏名

(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

南九州市長 様

住所
学校名
校長名

修学旅行費補助金交付申請書（校長用）

補助金の交付を受けたいので、南九州市修学旅行費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額
金 円

2 内訳

単価	対象人数	金額
円	人	円
円	人	円

3 添付書類
旅行会社等が発行する修学旅行費の見積書又は内訳書等

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名
電話番号

修学旅行費補助金交付申請書（個人申請者用）

補助金の交付を受けたいので、南九州市修学旅行費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助に係る生徒

学校名	学年	氏名	生年月日
	年		年 月 日
	年		年 月 日
	年		年 月 日

2 補助金交付申請額

金 円

3 添付書類

旅行会社等が発行する修学旅行費の見積書又は内訳書等

第 号
年 月 日

様

南九州市長

修学旅行費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった南九州市修学旅行費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、南九州市修学旅行費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 不交付の場合その理由
- 3 その他

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名
(校長名又は保護者氏名)

修学旅行費補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助金の内容について下記のとおり変更したいので、南九州市修学旅行費補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 交付決定額 金 円（うち概算交付済額 金 円）
- 2 変更後の交付申請額 金 円
- 3 変更の理由
- 4 添付書類

年 月 日

様

南九州市長

修学旅行費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南九州市修学旅行費補助金の変更については、南九州市修学旅行費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により承認し、補助金の額を下記のとおり変更決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 不交付の場合その理由
- 3 その他

年 月 日

南九州市長 様

住所
学校名
校長名

修学旅行費補助金実績報告書兼精算書（校長用）

年 月 日付け 第 号の交付決定に基づき、 年度南
九州市修学旅行費補助事業を実施したので、南九州市修学旅行費補助金交付要綱
第10条第1項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

- | | | | |
|---|------------------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金実績額 | 金 | 円 |
| 4 | 収支精算額 | 金 | 円 |
| | (概算払受領済額－補助金実績額) | | |
| 5 | 修学旅行修了年月日 | | |
| | 年 月 日 | | |
| 6 | 添付書類 | | |

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名
電話番号

修学旅行費補助金実績報告書兼精算書（個人申請者用）

年 月 日付け 第 号の交付決定に基づき、 年度南九州市修学旅行費補助事業を実施したので、南九州市修学旅行費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

- | | | | |
|---|---------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 概算払受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 補助金実績額 | 金 | 円 |
| 4 | 収支精算額 | 金 | 円 |
- (概算払受領済額－補助金実績額)
- 5 修学旅行修了年月日
年 月 日
- 6 添付書類

第 号
年 月 日

様

南九州市長

修学旅行費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった南九州市修学旅行費補助金については、下記のとおり確定したので、南九州市修学旅行費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

1 交付確定額 金 円

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名

修学旅行費補助金交付請求書

次のとおり補助金の交付を請求します。

対象補助金	南九州市修学旅行費補助金			
交付確定額	金 円			
交付請求額	金 円			
振込先	金融機関名		支店名	
	種 別	1 普通 2 当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

年 月 日

南九州市長 様

学校名
校長（個人申請者）
電話番号

修学旅行費補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定のあった南九州市修学旅行費補助金を下記のとおり概算払くださるよう、南九州市修学旅行費補助金交付要綱第13条の規定により申請します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払申請額 金 円

3 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

補助金 交付決定額	概算払 受領済額	概算払申請額	残額
円	円	円	円